

京都市介護保険条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成27年4月21日

京都市長 門川大作

京都市規則第 6 号

京都市介護保険条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市介護保険条例の一部を改正する条例(平成27年3月27日京都市条例第72号)
附則第1項第2号に規定する市規則で定める日は、この規則の公布の日とする。

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)